

県外ですでにマンションを購入しましたが、元の住居の修繕費用は出ますか？



住居確保損害における賠償上限額とは何ですか？  
実際にどこまでの費用が賠償されますか？



# 原子力損害賠償に関する 無料説明・相談会のご案内



老人ホームか復興住宅に入居を考えています。どこまでの費用を出してもらえますか？



息子たちと世帯を分けてそれぞれが住居を確保したいのですが…大丈夫ですか？

開催日

5月13日(土)

会場

さいたま市  
浦和区

埼玉県勤労者福祉センター  
ときわ会館

※会場詳細は裏面参照

第1部

## 全体説明

10:00~12:00

- 「住居確保にかかる費用」の賠償内容を中心に解説し、質疑応答もいたします。

対象：避難指示区域から避難されている皆様

第2部

## 個別相談

 【各組60分】

10:00~16:00

(12:00~13:00 休憩)

- 弁護士が原子力損害賠償全般のご相談に対応いたします。

対象：原発事故で被害を受けたすべての皆様

説明会へのご参加、個別のご相談は、**事前予約**をお願い致します。

予約専用  
ダイヤル



0120-330-540

予約受付時間 9:30 ~ 17:00  
(土日祝日も受付)

【会場】 埼玉県勤労者福祉センター-ときわ会館 5F大ホール  
住所：さいたま市浦和区常盤6-4-21（さいたま市役所西隣り）

【周辺案内図】



【会場までの拡大図】



JR浦和駅西口より  
徒歩 約20分です。

〔クルマ利用の場合〕  
専用駐車場（有料）  
若しくは、近隣の  
駐車場をご利用  
ください。

〔バス利用の場合〕  
浦和駅西口 2番  
乗り場より浦12-2  
、浦桜13-3系統の  
バスにて市役所前  
下車（5分～10分）

- まだ住居の確保がお済みでない方
- 近いうち住居を確保しようと思っている方
- 既に住居を確保したが、賠償可能残額がある方



是非、  
ご相談  
ください！